

定期的な認証維持審査の進め方のご案内

（審査のお知らせ／申請日の確定～審査実施～認証継続確認の流れ）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

JICQA の定期的な認証維持審査（以下、「定期審査」という）の概要について、以下に説明いたします。認証取得者の皆様におかれましては、内容をご確認のうえ、それに沿って手続きを進めていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、ご不明・ご疑問の点がありましたら、本案内の第 5 頁末尾記載のお問合せ先にご連絡下さい。

敬具

記

<定期審査の概要>

① 審査の実施と頻度について

定期審査は、前後の臨時の認証維持審査の有無にかかわらず、定期的に行います。

すなわち、法令は 3 年ごとに 1 回以上の頻度を定めていることから、以下に従って実施します。

（フロー図：第 6 頁を参照して下さい）

* 第 1 回の定期審査：JICQA の認証書発行日（認証日）を起点とし、3 年以内に 1 回実施

* 第 2 回以降の定期審査：前回の定期審査実施時点から 3 年ごとに 1 回以上実施

注) 前回の定期審査実施時点とは、下記②に示す「お知らせ」のうち、前回の定期審査を対象に発行された「お知らせ」の発行日をいいます。

ただし、認証登録が取消しとなった後、再認証登録された場合の定期審査は、以下に従って実施します。

* 第 1 回から第 3 回の定期審査：再認証登録された日（JICQA の認証書発行日）を起点とし、それぞれ 1 年目、2 年目及び 3 年目にあたる日までに 1 回以上実施

* 第 4 回以降の定期審査：前回の定期審査実施時点から 3 年ごとに 1 回以上実施

② 「お知らせ」発行による定期審査申請日の確定

・ JICQA が、当該の定期審査の「お知らせ」を事前に認証取得者に発行します。

・ 「お知らせ」が認証取得者に届いた時点を以って、その発行日を、認証取得者による定期審査受審の申請日として取り扱います。定期審査開始日は定期審査受審の申請日と同日とします。

「お知らせ」の発行日は、それぞれの認証（認証番号）ごとに次に掲げる日となります。

* 第 1 回の定期審査：認証書の発行日から 3 年目にあたる日の 6 ヶ月前の日が属する月の初日（1 日）

* 第 2 回以降の各定期審査：前回の定期審査の「お知らせ」の発行日（申請日）から 3 年目にあたる日

なお、認証登録が取消しとなり、再認証登録された場合の「お知らせ」の発行日は、次に掲げる日となります。

- * 第1回の定期審査：再認証登録された日（JICQAの認証書発行日）から6か月後の日が属する月の初日（1日）
- * 第2回及び第3回の定期審査：第1回の定期審査の「お知らせ」の発行日（申請日）からそれぞれ1年目、2年目にあたる日
- * 第4回以降の定期審査：前回の定期審査の「お知らせ」の発行日（申請日）から3年目にあたる日

- ・ 各定期審査の実施期限日（申請の期限日）を次に示します。（認証登録が取消しとなった後、再認証登録された場合は、注6）によります。）

- * 第1回の定期審査：認証書の発行日（認証日）から3年目にあたる日
注）定期審査のお知らせを、認証書の発行日から3年目にあたる日の6ヶ月前の日が属する月の初日（1日）に発行します。
- * 第2回以降の各定期審査：前回の定期審査の「お知らせ」の発行日（申請日）から3年目にあたる日

注1）定期審査は、認証取得者が現に得ている認証の継続を確認するために行うものであるため、「お知らせ」は、直近の認証維持審査等を経た確認済の事項を含め、JICQAが現に認証取得者に行っている認証内容に基づき発行します。

注2）現に得ている認証条件から変更した内容での定期審査受審を希望する場合の留意点
(例：現認証を構成する品質管理実施状況説明書の変更がある場合)

- ・ JICQAに「JIS認証事項等変更申込届出書」を提出して下さい。
- ・ JICQAでは、提出された変更内容を対象とした臨時の認証維持審査（以下、「臨時審査」という）を実施し、その審査結果に基づき認証決定会議で変更内容の妥当性及び認証の確認をします。変更した内容による定期審査受審は、定期審査を受審するまでに変更内容について認証決定会議で認証の確認を得ておく必要があります。したがって、臨時審査と定期審査とを同時期にご希望される場合の定期審査には、変更内容は反映されませんのでご留意ください。
- ・ 詳細は、JICQAのホームページの「JIS認証事項等の変更手続き」（リンク）から同手続き内容をご確認下さい。

注3）特定の定期審査を、予定していた時期より前倒しで受審したい等の場合の留意点

- ・ 認証取得者の事情等により、予定していた時期より前倒しでの定期審査が必要で、前②に掲げる「お知らせ」の発行予定日より早い時点での発行を希望するときは、「JIS認証事項等変更申込届出書」を提出しJICQAにご連絡下さい。
- ・ なお、早い時点で「お知らせ」を発行したときは、次回の定期審査は、その「お知らせ」の発行日が申請日となり、3年ごとに1回以上の頻度で行われることにご注意下さい。

注4) 実施期限日が異なる認証どうしの定期審査を同じ又は重複を含む時期に変更して受審すること（以下、「同時期審査」という）をご希望の場合等における留意点

- ・同じ認証取得者が、実施期限日が異なる複数の認証を JICQA から得ている場合であって、それらの同時期審査を希望するときは、最も早いほうの「お知らせ」の発行予定日（前②をご参照下さい）よりも前に、「J I S 認証事項等変更申込届出書」を提出しそのご希望及び対象とする認証を JICQA にお知らせ下さい。
- ・その場合、当初予定されていた遅いほうの「お知らせ」は、最も早いほうの「お知らせ」の発行日と同日に変更し、それぞれの「お知らせ」を発行いたします。
- ・初回適合性評価審査と複数の定期審査との同時期審査をご希望の場合も「J I S 認証事項等変更申込届出書」を提出し、最も早いほうの定期審査の「お知らせ」の発行予定日（前②をご参照下さい）よりも前に、そのご希望及び対象とする認証を JICQA にお知らせ下さい。

注5) 同時期審査を行った場合の、次回の実施期限日等に係る留意点

- ・同時期審査を行った場合、各認証の次の定期審査は、その実施期限日も含め、あくまで前①及び前②に従うことにご注意下さい。
- ・すなわち、同時期審査により、例えば従来予定していた時期よりも前倒しの定期審査となった認証は、次回の定期審査の実施期限日等が従前の予定から早い時期に変化する可能性があり、注意が必要です。
- ・異なる認証区分の初回適合性評価（初回工場審査及び初回製品試験）の審査どうし、あるいは初回適合性評価と定期審査とを同時期に審査した場合も、それぞれの次回の定期審査は、その実施期限日も含め、前①及び前②に従うことにご注意下さい。

注6) 認証登録が取消しとなった後、再認証登録された場合の各定期審査の実施期限日（申請の期限日）は、次の通りとなります。

- ・認証書の発行日からの3年間は、認証書の発行日から1年目、2年目及び3年目にあたる日

注) 定期審査のお知らせを、認証書の発行日から6ヶ月後、1年6か月後及び2年6か月後の日が属する月の初日（1日）に発行します。

- ・認証書の発行日から3年を越えた以降は、前回（直近）の定期審査の「お知らせ」の発行日（申請日）から3年目にあたる日

③ 定期審査の申請に伴う書面のご提出

- ・前②の「お知らせ」が届きましたら、JICQA に「お知らせ」受領等のご連絡をいただきます。
（「お知らせ」に添付されている「定期審査のお知らせの受領連絡と確認書」を定期審査事務担当宛に返送して下さい）
- ・申請に伴い、下記1)～3)の書面をご提出下さい。
 - 1) 申請書面（返送いただく「定期審査のお知らせの受領連絡と確認書」が該当しますので、改めての提出は不要です）
 - 2) 品質管理実施状況説明書（A）又は（B）（いずれも認証維持用）

JICQA のホームページに掲載された書式 (WORD ファイル) をダウンロードしてお使い下さい。

④審査計画書の作成及び発行

- ・ JICQA は、「定期審査のお知らせの受領連絡と確認書」のご返送を得た後、審査員に対して業務指示書及びチーム編成通知書を発行します。(写しが認証取得者様にも送付されます)
- ・ それ以降、定期審査の実施時期等を審査員が調整し、それを経て審査計画書を発行します。
- ・ 審査計画書は、前②の注 2) ～注 5) に基づく認証取得者からの事前のご連絡を受け、調整を終えた定期審査構成 (審査対象の認証等) を考慮して作成します。なお、審査工数については、審査計画書と同時に発行する「JIS 業務計画兼実績確認書」によって確認をお願いいたします。

⑤認証維持工場審査 (以下、「定期工場審査」という)

- ・ 定期工場審査は、基本的には初回工場審査の方法を踏襲しますが、認証以降に組織に生じた変化及び/又は認証維持対象 JIS の変化 (改正等) が、組織の当該 JIS 及び品質管理体制への適合性に与える影響の程度も考慮しつつ行います。
- ・ 現地審査は、例えば次の要素が考慮されます。ただし、必ずしもこれらの考慮のみに限定されません。
 - － 品質管理実施状況説明書 (A) 又は (B) に記された生産・品質実績
 - － 初回工場審査又は前回の定期審査 (該当する場合) 以降の変更事項 (設備構造や能力・条件・制御方式・アルゴリズムを含む)
 - － 初回工場審査又は前回の定期審査 (該当する場合) 以降の、製品・半製品の品種・種類・仕様の変化 (受渡当事者間協定事項を含む。また、JIS 改正による変化か否かを問わない)
 - － 初回工場審査又は前回の定期審査 (該当する場合) 以降の品質実績の相当程度の変化
 - － 初回工場審査、前回の定期審査 (該当する場合) 及び臨時審査の工場審査における指摘事項
- ・ 同一の認証区分の中に複数の工場又は事業場が含まれるときは、上記の一連の要素は、個々の工場又は事業場単位で考慮されます。

⑥認証維持製品試験 (以下、「定期製品試験」という)

- ・ 定期製品試験も、基本的には初回製品試験の方法を踏襲しますが、認証以降に組織に生じた変化及び/又は当該 JIS の変化 (改正等) が、JIS 製品の性能に与える影響の程度も考慮しつつ行います。
- ・ 定期製品試験のサンプリング対象は、例えば次の要素を考慮して審査員が決定します。ただし、必ずしもこれらのみの考慮に限定されません。
 - － 品質管理実施状況説明書 (A) 又は (B) に記された生産・品質実績
 - － 従来の臨時審査も含め、サンプリング対象となったことの履歴有無
 - － 初回製品試験又は前回の定期製品試験 (該当する場合) 以降の製造・加工工程の変更事項 (設備構造や能力・条件・制御方式・アルゴリズムを含む)
 - － 初回製品試験又は前回の定期製品試験 (該当する場合) 以降の、製品・半製品の品種・種類・仕様の変化 (受渡当事者間協定事項を含む。また、JIS 改正による変化か否かを問わない)
 - － 初回製品試験又は前回の定期製品試験 (該当する場合) 以降の品質実績の相当程度の変化

- －初回製品試験又は前回の定期製品試験（該当する場合）及び臨時審査の製品試験における指摘事項
- －初回製品試験以降にサンプリング対象とした種類・等級の、当該認証（認証の区分）の全種類・等級に対する網羅性
- ・同一の認証区分の中に複数の工場が含まれるときは、上記の一連の要素は、個々の工場単位で考慮されます。
- ・ JIS Q 17025 に係る実証審査も、初回製品試験の方法を踏襲し、JICQA 審査員の立会いにより認証取得者の試験所で定期製品試験を行うときは、試験所の同実証審査を行います。

⑦認証継続の決定

- ・ 定期審査の後、審査員による審査報告（書）を認証決定会議で審議し、認証継続の可否を決定します。
- ・ 認証継続の決定が得られましたら、初回適合性評価による認証のときと同様、認証取得者に直ちにお知らせします。（「認証継続決定通知書」を FAX でお送りします）

< 本案内の内容に関するお問合せ先 >

日本検査キューエイ株式会社 JIS 認証部

・ TEL : 03-5541-2753 FAX : 03-5541-2955

・ 住所 : 〒104-0041 東京都中央区新富 2 丁目 1 5 番 5 号 R B M 築地ビル

以 上

JICQA の定期審査の手続きフロー図

